

令和3年4月20日

「令和2年度特別用途食品（特定保健用食品を除く）に係る栄養成分、
特定保健用食品に係る関与成分及び機能性表示食品に係る
機能性関与成分に関する検証事業（買上調査）」の調査結果について

令和2年度特別用途食品（特定保健用食品を除きます。以下同じ。）に係る栄養成分、特定保健用食品に係る関与成分及び機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業（買上調査）において、市場に流通している特別用途食品2品目、特定保健用食品20品目及び機能性表示食品80品目を調査対象として買い上げ、許可等申請又は届出の際に提出された資料（以下「申請等資料」といいます。）に記載された分析方法にのっとり分析試験を実施しました。

以下のとおり、特別用途食品に係る栄養成分、特定保健用食品に係る関与成分及び機能性表示食品に係る機能性関与成分（以下「関与成分等」といいます。）について調査結果を取りまとめましたので、公表いたします。

1) 調査対象の集計結果：

	102品目（84社※）
内訳	
特別用途食品	2品目（2社）
特定保健用食品	20品目（17社）
機能性表示食品	80品目（69社）
※特別用途食品、特定保健用食品及び機能性表示食品 で重複する事業者があるため、内訳の社数の合計と 一致しない。	

2) 関与成分等の調査結果：

- ① 関与成分等が申請等資料の記載どおりに含有されていた品目
101品目（83社）
- ② 関与成分等が申請等資料の記載どおりに含有されていなかった品目
機能性表示食品 1品目（1社）

3) 調査結果を踏まえた取扱い

上記2) ②の1品目については、単一の農林水産物のみが原材料である加工食品であり、ガイドラインに基づき^{*}、関与成分等の含有量が表示値を下回る可能性がある旨の表示がされていた。当該製品は食品表示法違反となるものではないが、事業者に対し品質管理方法等を改善し、ばらつきの少ない製品となるよう指導していく予定。

※「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」において、含有量がばらつきやすい生鮮食品及び単一の農林水産物のみが原材料である加工食品の場合、ばらつきを生じさせない対策を採ることが前提となるが、どうしても表示値を下回る可能性がある場合は、その旨の注意書きを付すものとしている。

<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課 保健表示室

電話：03-3507-9220（直通）

FAX：03-3507-9292

担当：久保、原、正木